平成２１年（フ）第３３３５号
横浜市港北区新吉田町3577番地５　ハイムソワール202、住民票上の住所東京都江戸川区北葛西２丁目19番２―911号
債務者　山形　望美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３６号
横浜市港北区新吉田町3577番地５　ハイムソワール202
債務者　今井　孝幸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４６号
岡山県瀬戸内市邑久町北島1175番地４
債務者　森　　和也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６９号
岡山市東区浦間1204番地１、住民票上の住所岡山市東区東平島468番地２
債務者　橋本　清春
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６４号
岡山市北区中島田町１丁目５番23号　飛鳥コーポ102号室
債務者　小林　貴美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６７号
岡山市南区当新田28番地５
債務者　佐藤　　希
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１０号
岡山市北区芳賀　県営住宅13―303
債務者　竹下　晋二
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５号
岡山市中区国富814番地　中田アパート201
債務者　中村　憲生
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８号
愛媛県新居浜市松原町１―102、住民票上の住所香川県善通寺市生野町103番地３
債務者　鴻上　里志
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前10時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第９２号
熊本県山鹿市中426番地１
債務者　湯治　昭子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時15分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１０４５４号
大阪市東淀川区豊里３丁目１番９号　豊里グランドハイツ402号
債務者　坂脇　拓郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０９号
大阪市城東区野江２丁目10番18―306号
債務者　枚本　　恵（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４号
大阪府寝屋川市長栄寺町６番29号
債務者　平田　秀成
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８０号
北海道河東郡音更町共栄台東13丁目１番地19来夢館101号、住民票上の住所北海道帯広市西20条南２丁目15番８号
債務者　淺野　倫秀
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
北海道広尾郡広尾町陣屋159番地
債務者　山岸　洋美（旧姓豊原）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係